

大阪市と公益社団法人大阪市シルバー人材センターとの
空家等の適正な管理の推進に関する協定書

大阪市（以下「甲」という。）と公益社団法人大阪市シルバー人材センター（以下「乙」という。）は、空家等の適正な管理を推進するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙が連携し、本市の空家等の適正な管理を推進することにより、安全、衛生、景観、防犯等の面で地域住民の生活環境の保全を図ることを目的とする。

（定義）

第2条 本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家等 「空家等対策の推進に関する特別措置法」第2条第1項に定義される「空家等」をいう。
- (2) 所有者等 所有者又は管理者をいう。

（甲の役割）

第3条 甲は、空家等の適正な管理に関する市民への啓発や相談対応を行うとともに、その中で、必要に応じて次条に規定する乙の役割を周知するよう努めるものとする。

- 2 甲は、次条第2項に規定する乙と空家等の所有者等との間で締結した契約には一切関与しない。

（乙の役割）

第4条 乙は、第1条の目的を達成するため、次の各号に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 空家等の所有者等に提供する「空家等の適正な管理にかかるサービス（以下「適正管理サービス」という。）」の開発
 - (2) 空家等の所有者等との契約による適正管理サービスの提供
 - (3) 空家等の適正な管理の推進に関する市民への啓発及び本市への情報提供
- 2 前項第2号に規定する適正管理サービスの提供については、乙と空家等の所有者等との間で締結した契約に基づき、乙が責任をもって遂行するものとする。当該適正管理サービスの提供に関連して利用者又は第三者に損害が生じた場合は、乙が責任をもって対応するものとし、甲は一切の責任を負わない。

(協定内容の変更)

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、書面により本協定の内容を変更するものとする。

(期間)

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、本協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲又は乙が書面により特段の申し出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間本協定は更新され、その後も同様とする。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項又は本協定に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲及び乙が記名押印の上、各1通を保有する。

平成31年3月28日

甲 大阪市北区中之島1丁目3番20号

大阪市長職務代理者

大阪市副市長 田中 清剛

乙 大阪市城東区関目3丁目1番14号

公益社団法人大阪市シルバー人材センター

理事長 中山 芳樹